

少量危険物、指定可燃物貯蔵 取扱い届出書・廃止届出書について

高野町内で、少量危険物・指定可燃物の貯蔵、または取扱い開始・廃止をする場合に提出する届出書です。

少量危険物とは

危険物の規制に関する政令で定められた指定数量の5分の1以上（個人の住宅で貯蔵、取扱う場合は指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物（ガソリン、軽油、灯油、重油、アルコール等）を「少量危険物」といい、少量危険物を貯蔵又は取扱う場合は火災予防条例により基準が定められており、消防署への届出が必要になります。

なお、指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いを行う場合は、市町村長の許可が必要になりますので予防係へご相談ください。

◇指定数量（代表例として第4類の危険物）

品名	指定数量	届出が必要な数量 指定数量の5分の1	届出が必要な数量 指定数量の2分の1 （個人住宅）
第一石油類 ガソリン・トルエン等	200 リットル	40 リットル以上 200 リットル未満	100 リットル以上 200 リットル未満
第二石油類 軽油、灯油等	1,000 リットル	200 リットル以上 1,000 リットル未満	500 リットル以上 1,000 リットル未満
第三石油類 重油等	2,000 リットル	400 リットル以上 2,000 リットル未満	1,000 リットル以上 2,000 リットル未満
第四石油類 ギヤー油 シリンダー油等	6,000 リットル	1,200 リットル以上 6,000 リットル未満	3,000 リットル以上 6,000 リットル未満
アルコール類 メチルアルコール等	400 リットル	80 リットル以上 400 リットル未満	200 リットル以上 400 リットル未満

指定可燃物とは

わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合、その拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものは「指定可燃物」とされ、高野町火災予防条例別表第8に定められた品名で同表で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類は同表の数量以上）の指定可燃物を貯蔵又は取扱う場合は火災予防条例により基準が定められており、消防署への届出が必要になります。

◇指定可燃物の品名等

品名	数量	届出が必要な数量	物品例
綿花類	200 キログラム	1,000 キログラム	製糸工程前の原毛、羽毛
木毛及びかんなくず	400 キログラム	2,000 キログラム	椰子の実繊維 製材中に出るかんなくず
ぼろ及び紙くず	1,000 キログラム	5,000 キログラム	使用していない衣服 古新聞、古雑誌
糸類	1,000 キログラム	5,000 キログラム	綿糸、麻糸、化学繊維糸 毛糸
わら類	1,000 キログラム	5,000 キログラム	乾燥わら、乾燥い草
再生資源燃料	1,000 キログラム	1,000 キログラム	廃棄物固形化燃料 (RDF等)
可燃性固体類	3,000 キログラム	3,000 キログラム	石油アスファルト クレゾール
石炭、木炭類	10,000 キログラム	50,000 キログラム	練炭、豆炭、コークス
可燃性液体類	2 立方メートル	10 立方メートル	潤滑油、自動車用グリス
木材加工品及び木くず	10 立方メートル	50 立方メートル	家具類、建築廃材
合成樹脂類 発泡させたもの	20 立方メートル	20 立方メートル	発泡ウレタン 発泡スチロール、断熱材
合成樹脂類 その他のもの	3,000 キログラム	3,000 キログラム	ゴムタイヤ、天然ゴム 合成ゴム